

さいたま市障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）

要綱（案）への意見を募集します

さいたま市では、ノーマライゼーションの理念が市民一人ひとりの意識の中で生まれ、障害のある人もない人も地域の中で共に暮らしていく地域づくりを行っていくことを目指し、さいたま市障害者施策推進協議会、条例について話し合う100人委員会等のご意見を伺いながら、条例作りを進めてまいりました。

この度、「さいたま市障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）要綱（案）」をまとめましたので、この条例要綱（案）に対するご意見をお寄せください。お寄せいただきましたご意見につきましては、本条例案を策定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別回答はいたしません。平成23年2月頃に「市の考え方」をまとめ、公表する予定です。

意見募集期間

平成22年11月18日（木）～平成22年12月17日（金）（郵送の場合は、当日消印有効）

公表物の掲示場所

各区役所情報公開コーナー、障害福祉課窓口（さいたま市役所本庁舎2階）、障害者総合支援センター、各図書館、各コミュニティセンター

さいたま市ホームページ（「トップページ」>「パブリックコメント」>「実施状況等」>「さいたま市障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）要綱（案）」）

公表物

「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）要綱（案）」

意見提出方法及び意見提出様式

ご意見は、郵送・ファックス・電子メール、または直接持参いただきご提出ください。電話など口頭でのご意見は、お受けできませんのでご了承ください。

また、さいたま市のパブリック・コメント制度内容については、別添の「さいたま市パブリック・コメント制度要綱」を参照してください。

直接持参の場合

ご意見を、任意の用紙（A4）にご記入いただくか、点字・テープ等にご記録いただき、保健福祉局福祉部障害福祉課窓口（さいたま市役所本庁舎2階）へ提出してください。

郵送の場合

ご意見を、任意の用紙（A4）にご記入いただくか、点字・テープ等にご記録いただき、パブリック・コメント専用封筒（切手不要）を利用し、送付してください。また、一般封書で提出される方は、下記担当へ送付してください。

ファックスの場合

任意の用紙（A4）にご意見をご記入いただき、下記担当へ送付してください。

ただし、市内から送付いただく方は、フリーダイヤル（無料）0120-310448をご利用ください。

電子メールの場合

さいたま市ホームページ（「トップページ」>「パブリックコメント」>「実施状況等」>「さいたま市障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）要綱（案）」）に掲載している専用フォームにご記入いただき、送付してください。

携帯電話をご利用いただく方については、さいたま市ホームページモバイル版WEBサイトからは「パブリック・コメント」のサイトを閲覧することができませんので、さいたま市ホームページモバイル版WEBサイト上の[窓口案内]>保健福祉局>福祉部>障害福祉課を検索し、障害福祉課アドレスへ、表題には「パブリック・コメント意見」とご記入いただき、本文には「氏名」・「住所」をご記入いただいたうえで、ご意見を送付してください。

【 担 当 】

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所

保健福祉局福祉部障害福祉課 企画係

TEL048-829-1305 FAX048-829-1981

shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp

